

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

| 目次 | ページ |
|----|-----|
|----|-----|

| | |
|--------------------------------------|----|
| 告示 | |
| 字の区域の変更(九七、九九・市町村課)..... | 1 |
| 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(一〇〇・福祉政策課)..... | 12 |
| 生活保護法による医療機関の指定(一〇一・福祉政策課)..... | 13 |
| 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(一〇二・大仙保健所)..... | 13 |
| 保安林の指定解除の予定(一〇三・北秋田地域振興局農林部)..... | 13 |
| 道路区域の変更及び供用開始(一〇四・道路課)..... | 14 |
| 道路の供用開始(一〇五・道路課)..... | 14 |
| 証紙売りさばき人の指定事項の変更の届出(一〇六・会計課)..... | 14 |
| 公告 | |
| 県営土地改良事業計画の決定(北秋田地域振興局農林部)..... | 14 |
| 物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)二件..... | 15 |
| 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)..... | 16 |
| 教育委員会告示 | |
| 教育委員会会議の開催(三・教育庁総務課)..... | 17 |
| 選挙管理委員会告示 | |
| 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(九)..... | 17 |
| 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一〇)..... | 17 |
| 海区漁業調整委員会指示 | |
| 漁業法による採捕の制限(一)..... | 18 |

告 示

秋田県告示第九十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、仙北市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同市長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十八年二月三日

秋田県知事 寺田典城

| 変更前の字の区域 | 変更後の字の区域 |
|--|-------------|
| 仙北市田沢湖卒田字清水合 三六、三七、一四八から一五一まで、一五二の一及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部 | 仙北市田沢湖卒田字白旗 |
| 仙北市田沢湖卒田字白旗 二二三から二二七までの各一部、二四三の二の一、二四三の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部 | 仙北市田沢湖卒田字荒町 |
| 仙北市田沢湖卒田字荒町 一五六から一五八までの各一部、二二一から二二二までの各一部、二二六、二四〇の二の一、二四〇の二の二、二四一の二の一、二四二の二の一、二四三の二の一、二四七から二五〇までの各一部、二五七の二の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部 | 仙北市田沢湖卒田字前田 |
| 仙北市田沢湖卒田字白旗 一三七の二、一四四、一六〇から一七四まで、一七九の二の一、一八二の二の二、一八三の二の一、一八六の二の一、一八七の二、一八九の二、一九〇から一九四までの各一部、一九五から二〇三まで、二〇四の二、二〇五から二二二まで、二二三 | |

| | | | | |
|---|--|---|--|--------------------|
| <p>から二三〇までの各一部及びこれらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部</p> | <p>仙北市田沢湖卒田字荒町 二三八の二の一部、二四〇の二の一部、二四〇の二の一部、二四二の二の一部、二四二の二の一部、二四二の二の一部、二四三の二の一部、二四三の二、二五三の一部、二五四の一部、二五六の一部、二五七の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部並びに田沢湖卒田字大荒田一九の二、二二九の二に隣接する水路である公有地の全部</p> | <p>仙北市田沢湖卒田字大荒田 一一九の二の一部、一一九の二の一部、一二〇の二の一部、一二二の二の一部、一二四の二の一部、一二五、一二六、一二七の一部、一二八の二の一部、一二九の二、一二九の二、一三〇の二の一部、一三八の一部、一三九の一部、一五五から一五七まで、一五八の二、一五九の二の一部、一六〇の二、一六〇の二、一六一、一六二の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部</p> | <p>仙北市田沢湖卒田字荒町 一六六の九、一六六の二〇、一三三六の二、一三三七の二、一三三七の二、一三三八の二の一部、一三三八の二、一三九の二、二四〇の二の一部、二四〇の二の一部、二五一の一部、二五三の一部、二五四の二の一部、二五六の一部</p> <p>仙北市田沢湖卒田字真崎谷地 六六、六七の地先の道路である公有地の一部及び水路である公有地の全部</p> | <p>仙北市田沢湖卒田字沖田</p> |
| <p>仙北市田沢湖卒田字真田</p> | <p>仙北市田沢湖卒田字大荒田</p> | <p>仙北市田沢湖卒田字大荒田</p> | <p>仙北市田沢湖卒田字真田</p> | <p>仙北市田沢湖卒田字真田</p> |

| | | | | |
|--|---|---|---|--------------------------------------|
| <p>八の二、八の二の一部、九の二の一部、一六の一部、一七の二の一部、一七の二、一八から二二までの各一部、二四から二七までの各一部、二九から三九までの各一部、四〇及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p> | <p>仙北市田沢湖卒田字大荒田 一一三、一六三の二の地先の水路である公有地の一部</p> | <p>秋田県告示第九十八号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、仙北市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同市長から届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。 右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日から効力を生ずる。 平成十八年二月三日</p> <p>秋田県知事 寺田典城</p> | <p>変更前の字の区域</p> <p>仙北市田沢湖神代字梨田 五七の三及びこの区域に隣接する水路である公有地の全部</p> <p>仙北市田沢湖神代字板屋 八二の二に隣接する水路である公有地の全部</p> <p>仙北市田沢湖神代字古館野 九八の二、一一一の二、四一四から四二〇まで、四二二、四二四の二、四二五から四三〇まで、四三一の一部、八二二、八二三の一部、八二四の一部、八九三から八九六までの各一部、八九七、八九八</p> | <p>変更後の字の区域</p> <p>仙北市田沢湖神代字野中清水</p> |
|--|---|---|---|--------------------------------------|

| | | | | | |
|--|---|---|---|---|--|
| <p>九〇〇の一部、九〇一の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字才津川端 一、二、八、九、一一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字勘解由屋敷 二二六の一の一部、二二八の一部、二二九の一の一部、二五四の一の一部、二五四の二の一部、二五九、二六一の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字荒川尻 九六の一の一部、九六の二の一部、九八の一部、一〇一の一部、一〇五の一部、一〇六の一部、一〇八の一部、一一四の一の一部、一一五の一部、一一八の一部、一二一から一二三までの各一部、一二七の一部、一二八の二、一二八の三、一二三、一二三八、一四四から一四八まで、一五〇、一五三、一五九、一六〇、一六二、一六六、一七三から一七五まで、一七六の一、一七六の二、一七七の一、一七七の二、一七八の一、一九三の一の一部、一九三の二の一部、一九四の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字野中清水 一、三から二まで、一三の一部、一四、一六から一九まで、二四の一部、二六の一部、六三の一部、六四の一、六五、六六、六七から六九までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに三一の一に隣接する水路である公有地の全部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字勘解由屋敷</p> |
| <p>二二〇の一の一部、二二七の一部、二四〇の二から二四〇の三までの各一部、二四七の一部、二六一の一部、二六九の一部、二七〇及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに八五の一、八六の一の地先の道路である公有地の一部</p> | | <p>仙北市田沢湖神代字才津川端 二九、三三の地先の道路である公有地の一部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字野中清水 七七の一の一部、八〇の一の一部、八三の一の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字珍重屋敷 三三七の一部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字荒川尻 七の地先の水路である公有地の一部</p> |

| | | | | | |
|---|----------------------------------|--|--|--|----------------------|
| <p>仙北市田沢湖神代字野中清水 一六三の一、一六四の一の一部、一七六の一の一部、一七七の一部、二〇七の二の一部、二〇七の四、二〇七の五の一部、二〇七の六の一部、二〇七の七、二〇七の八の一部、二〇八の一の一部、二〇九、二一〇の一の一部、二一一、二二八、二二〇の二、二二二の一の一部、三三八の一の一部、三三八の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字野中清水 八三の一の一部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字勘解由屋敷 一六三の一、一六四の一の一部、一七六の一の一部、一七七の一部、二〇七の二の一部、二〇七の四、二〇七の五の一部、二〇七の六の一部、二〇七の七、二〇七の八の一部、二〇八の一の一部、二〇九、二一〇の一の一部、二一一、二二八、二二〇の二、二二二の一の一部、三三八の一の一部、三三八の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字勘解由屋敷 一六三の一、一六四の一の一部、一七六の一の一部、一七七の一部、二〇七の二の一部、二〇七の四、二〇七の五の一部、二〇七の六の一部、二〇七の七、二〇七の八の一部、二〇八の一の一部、二〇九、二一〇の一の一部、二一一、二二八、二二〇の二、二二二の一の一部、三三八の一の一部、三三八の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字勘解由屋敷 一六三の一、一六四の一の一部、一七六の一の一部、一七七の一部、二〇七の二の一部、二〇七の四、二〇七の五の一部、二〇七の六の一部、二〇七の七、二〇七の八の一部、二〇八の一の一部、二〇九、二一〇の一の一部、二一一、二二八、二二〇の二、二二二の一の一部、三三八の一の一部、三三八の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字珍重屋敷</p> |
| <p>仙北市田沢湖神代字野中清水 八三の一の一部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字勘解由屋敷</p> | <p>仙北市田沢湖神代字勘解由屋敷</p> | <p>仙北市田沢湖神代字勘解由屋敷</p> | <p>仙北市田沢湖神代字堂</p> | |

| | | | | | | | |
|---|---|--|---|--|---|---|--|
| <p>一八四の一、一八四の四、一八四の五、一八六の一から一八六の五まで、一八七の一部、二二七の一部、二二七の二、二二七の四の一部、二二七の六、二二七の七の一部、二二九の二の一部、二二九の四の一部、二二〇、二二一、二二九の一部、二三〇の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部並びに一七六の一、一七七、一八〇、一八三の二から一八三の四まで、一八三の六に隣接する道路、水路である公有地の一部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字堂ノ西 一八八の一部、一八九の二及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部、一八九の二、二〇五、二〇六の一、二〇九の一、二〇九の三に隣接する水路である公有地の全部並びに二〇七の地先の水路である公有地の全部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字堂ノ後 九の一部、一〇の一部、一七の二の一部、二〇の一の一部、二三の一部、二七、二八の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字野中清水 二九二の二の一部、二九四の一、二九七の一部、五八四の一部、六九九の一部、七〇一の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部並びに二九二の一に隣接する水路である公有地の全部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字国館 一三二の五</p> | <p>仙北市田沢湖神代字街道北 四九三、五〇一の一部、五〇二の一部、六六九から六七二までの各一部、七一〇から七二三までの各</p> | <p>ノ後 ノ西 仙北市田沢湖神代字堂 仙北市田沢湖神代字古館野</p> | |
| <p>一部、七一五の一部、七五八</p> | <p>仙北市田沢湖小松字羽根ケ台 四二八から四三五までの各一部、四三六の一の一部、四三九、四四一から四四三まで、四四五の一の一部、四四五の二の一部、四四七の一部、四四八の一部、四六五の一の一部、四六五の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の一部</p> | <p>仙北市田沢湖小松字羽根ケ台 三四一から三四三までの各一部、三六六の一部、三六七、三六八の一部、三六九、三七〇の一部、三七一の一部、三八八の一の一部、三八八の二の一部、三八九、三九〇の二、四七四の一部、四七九の一部、四八〇の一部、四八一の一部、四八二の一部、四八九の一の一部、四八九の二の一部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字街道北 五七七の一部、五七八、五七九、五八一、五八二、五八三の一、五八三の三、六六四の二、六六五の一部、六六九から六七五までの各一部、六八三の一部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字古館野 七〇二の一部、八七四の一部、八七五の一部、八八から八九〇までの各一部</p> | <p>仙北市田沢湖小松字羽根ケ台 六〇の五の一部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字生田中村谷地 一三二の四の一部、一三二の五の一部、一三二の六、一三二の七、一三二の二四の一部、一三二の二五の一部、一三二の二六から一三二の三三まで、一三二の三四の一部、一三二の二から一三二の四までの各一部、一三二の五、一三三の一から一三三の四</p> | <p>仙北市田沢湖小松字羽根ケ台 仙北市田沢湖小松字二枚橋 仙北市田沢湖神代字街道北</p> |

| | | | | |
|---|--|---|---|---|
| <p>まで、一三四の一から一三四の六まで、一三七から一三九まで、一四〇の一から一四〇の三まで、一四五、一四九、一五一、二九六から二九八まで、二九九の一、二九九の二、三〇〇、三〇一の一、三八二の一部、三八三、三八四の一部、四五五の一部、四五七、四五八、四五九の一部、四六〇、四六一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字生田中村谷地 一三一の一、一三一の二、一三一の五の一部、一三一の九、一三一の一〇の一部、一三一の一四から一三一の一六まで、一三一の一八の一部、一三一の二四の一部、一三一の三四の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字下生田 五一三の一部、五一四、五一五、五一七、六三三、六三四の一部、六三六の一部、六三七の一部、六四六の一部</p> | <p>仙北市田沢湖小松字二枚橋 四六の一の一部、四七の一の一部、四七の二、五八の三の一部、六〇、六五の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p> | <p>仙北市田沢湖小松字山崎 二四五の一、二四六から二四八まで、二四九の一、二四九の二、二五〇、二五二、四二八から四三六まで及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部</p> |
| <p>仙北市田沢湖神代字生田中村谷地</p> | <p>仙北市田沢湖小松字山崎</p> | <p>仙北市田沢湖神代字下生田</p> | <p>仙北市田沢湖神代字下生田</p> | <p>仙北市田沢湖神代字山崎</p> |

| | | | | |
|--|---|---|---|---|
| <p>仙北市田沢湖神代字生田中村谷地 二〇三の一部及びこの区域に隣接する道路である公有地の全部</p> | <p>仙北市田沢湖小松字二枚橋 一五から一八までの各一部、一九の一の一部、一九二の一部、一九三の一部</p> | <p>仙北市田沢湖小松字山崎 二一〇から二一五まで、四〇三から四一一まで及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部</p> <p>仙北市田沢湖神代字下生田 二八二から二八四まで、四六七から四七一までの各一部、四七四の一の一部、四七四の二、四七六の一、四七六の二、四七七の一、四七七の二、四七九、四八一、四八二、四八三の一、四八三の二、四八四から四九〇まで、六一一の一部、六一三から六一五まで、六一六の一部、六一七から六二二まで、六二六から六三〇まで、六三三、六八九の一の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部並びに六五の一、六五の三、六一一、六八九の一の地先の水路である公有地の一部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字生田中村 三二八の一の一部、三二九の一から三二九の五までの各一部、三三七の一の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部、二五四の三に隣接する道路である公有地の全部並びに二五三の地先の道路である公有地の全部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字街道南 一一九から一一一まで、一一三の一、一一三の二、一一三の三の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路</p> |
| <p>仙北市田沢湖神代字生田中村谷地</p> | <p>仙北市田沢湖神代字生田中村谷地</p> | <p>仙北市田沢湖神代字下生田</p> | <p>仙北市田沢湖神代字生田中村</p> | <p>仙北市田沢湖神代字街道南</p> |

| | | | | |
|---|--|---|---|--|
| <p>である公有地の全部</p> <p>仙北市田沢湖神代字街道南 一四二の一部、一四五の一部、一四六の一部、一四七、一四八、一四九の一、一四九の二、一五〇、一五一のから一五一の五まで、一五七のから一五七の五まで、一六三、一六八、一六九、一七〇の一部、一七一の一部、一七二、一七三の一、一七三の三、一七四の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字竹原 一三三の二、一三六、一三七の地先の水路である公有地の一部</p> <p>仙北市田沢湖神代字三本塚 一一〇の一、一一〇の三、一二〇の一の一部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字生田中村谷地 二六七の一部及びこの区域に隣接する道路である公有地の一部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字生田中村 一四八の一部及びこの区域に隣接する水路である公有地の全部並びに一三三の三、一三三の四、一四三、一四四の一、一四五、一四六の四、一四八、一四九、一五五の二の地先の水路である公有地の一部、田沢湖神代字竹原一四七の一、一四七の二、一四七の四の地先の水路である公有地の一部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字生田中村 一、二、三、四の一部、四の二、五、六のから六の四まで、七から一まで、一一の一部、一三の一、一四の一、一四の二、一六の一、三〇の一の一部、五八の二の一部、五八の二、六五の一部、</p> |
| <p>仙北市田沢湖神代字生田中村</p> | <p>仙北市田沢湖神代字竹原</p> | <p>仙北市田沢湖神代字竹原</p> | <p>仙北市田沢湖神代字街道南</p> | <p>仙北市田沢湖神代字街道南</p> |

| | | | | | |
|---|---|---|--|---|---|
| <p>六八、六九の一部、七二の一、七三、七四、七七の一の一部、七八の一部、七九の二の一部、一八五の一の一部、一九二の一の一部、一九二の四及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字戸伏 四七の二、四八の一、五一の一、五二から五六まで、五八、五九、六二の一、六七、六九の二、七〇、七一の一、七五の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字戸伏松原 三八二の一、三八三の一、三九〇の一、三九一の一、三九二の一、三九二の二、三九三、四〇一の一、四〇一の四の一部、四〇二の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字街道南 五一の二、五一の三、五一の二</p> | <p>仙北市田沢湖神代字戸伏 三〇一の一の一部、三三三から三三八まで、三三九の一部、三四三の一部、三九九の一部、四〇五の一部、四〇六、四〇七の一部、四〇八及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の一部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字下大久保 一五七の一部、一六〇の一部、一六七の一部、一七一の一部、一七五の一部、一七七の一部、一七八の一部、一八二の一部、一八四の一の一部、一八四の二の一部、一八七の一部、一九〇の一部、一九二の一部、一九四の一部、一九六の一部、一九七の一部、一九九の一部、二〇〇の一部、二〇二の一部、二〇三の一部、二八五の一部、三七一の一部、</p> |
| <p>仙北市田沢湖神代字戸伏松原</p> | <p>仙北市田沢湖神代字戸伏松原</p> | <p>仙北市田沢湖神代字戸伏松原</p> | <p>仙北市田沢湖神代字戸伏松原</p> | <p>仙北市田沢湖神代字戸伏松原</p> | <p>仙北市田沢湖神代字戸伏松原</p> |

| | | | | | |
|--|---|--|---|--|--|
| <p>三八八の一部、三八九の一部及びこれらの区域に隣接介する道路、水路である公有地の全部並びに一九五に隣接する水路である公有地の全部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字戸伏松原 六〇二の一部、六〇三の一部、六〇六の三の一部、六一四の一部、六一六、六一七の二、六一八の一部、六二二の一、六二三、六二六の一、六八〇の一部及びこれらの区域に隣接介する水路である公有地の一部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字柏林 四七の三、四七の四、四七の八、四七の九、四九の四、五八の一、五九、五九の二、六〇の一、六三の一、六四の一、六七の二、七一、七二の一、七二の二、七三の二、七三の六、二二三の地先の水路である公有地の一部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字下大久保 三八二の三、二八二の五の地先の水路である公有地の一部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字戸伏松原 二七二の一から二七二の三までの各一部、二七五の一の一部、二七五の四の一部、六二七の一部、六二八の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の一部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字竹原 一八〇の一、一八三の二の一部、一八三の三の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部並びに一七八に隣接する水路である公有地の全部</p> |
| | <p>仙北市田沢湖神代字下大久保</p> | <p>仙北市田沢湖神代字柏林</p> | <p>仙北市田沢湖神代字下伏</p> | | |

| | | | | | | |
|---|--|---|---|------------------------------------|-------------------------------------|---|
| <p>八一から八三までの各一部、八六から九一まで、九三、九六、九八から一〇七まで、一〇八の一部、一三三の一部、一三三から一四五まで、一四七、一四九、一五三、一五四の一、一五四の二、一五六、一六一、三四一の一部、三四五の一部、三四六の一部、三四八の一部、三四九から三五一まで、三五二の一部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字高野 三三三の一部、三五二の一部、三五三の一部、三六二の一部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字熊野堂 二六の一の一部、二一一の三の一部、三三六の一部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字鹿川原 一九〇の一部、一九一の一部、一九二の一部、一九七の一部、二〇四の一部、二三七の一部、二三九の一部、二四二から二四四までの各一部</p> | <p>仙北市角館町下川原 五二五の一部、六一三の一部</p> | <p>仙北市角館町広久内中川原 一の一部、一四四の一部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字高野 一八九の一の一部、二〇三の一部、二〇四の一部、二〇九、二一〇の一部、二一一の一部、二一二、二一三、二二四の一部、二二五の一部、二二六、二二七、二二八の一部、二二九の一部、二三〇、二二二、二二三から二三四までの各一部、四〇一の一部</p> |
| <p>仙北市田沢湖神代字高野</p> | <p>仙北市田沢湖神代字熊野堂</p> | <p>仙北市田沢湖神代字高野</p> | <p>仙北市田沢湖神代字鹿川原</p> | <p>仙北市田沢湖神代字鹿川原</p> | <p>仙北市田沢湖神代字高野</p> | |

| | | | | | | |
|--|---------------------------------------|--|---|--|--|--|
| <p>二九九の一部、三〇二の一部、三一六から三一八までの各一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部並びに二九二の二、二九九の地先の水路である公有地の一部</p> | <p>仙北市角館町広久内中川原 一四四の一部、一四五の一部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字竹原 一八三の一に隣接する水路である公有地の全部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字鹿川原 四の一部、一七〇の一部、一七五の二の一部、一七九の一部、一八二の一部、一八三、一八四の一部、一九〇の一部、一九一の一部、二四二から二四五までの各一部、二四六から二四八まで、二四九の一部、二五四、三二五及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部並びに一七〇の地先の水路である公有地の一部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字高野 一八三の二の一部、一八三の二の一部、三九二から三九五までの各一部、三九九の一部、四〇〇、四〇一の一部、四〇二の一部</p> | <p>仙北市角館町広久内大川原 三二から四三まで、四九から五三まで、八七から九一まで、九二の一部、九三の一部、九五から九七までの各一部、九八の一、九八の二、九九から一〇一まで、一〇二から一〇七までの各一部、一一四から一一九までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字戸伏野 二六〇の一から二六〇の六まで、二六五の一から</p> |
| <p>仙北市田沢湖神代字戸伏野</p> | | <p>仙北市田沢湖神代字藤助川原</p> | | <p>仙北市田沢湖神代字藤助川原</p> | | <p>仙北市田沢湖神代字藤助川原</p> |

| | | | | | | |
|--|--|---|--|--|----------------------|-------------------|
| <p>二六五の七まで、二六七の一から二六七の四まで、二六八の一、二六八の二、二六九の一から二六九の六まで、三六一、三六一</p> | <p>仙北市田沢湖神代字上大久保 五二の一、五四の一、五五の一の一部、七七の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字柏林 一一の一、一六八、一七〇、一七三の二の一部、一七三の二、一七六、一八二の二、一三三の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の一部</p> | <p>仙北市角館町広久内大川原 二七の二の一部、二八の一部、二九から三一まで、三二の二、四七の一部、四八の一部、四九の二の一部、五五の一の一部、九五から九七までの各一部、一一一、一一三、一一四の一部、一一五の一部、一一三の二、一三三の二、一三三、一三四、一三五から一三七までの各一部、一四五の一部、一四六から一四八まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに一六の地先の水路である公有地の一部</p> | <p>仙北市角館町広久内徳右工門川原 一五八の二の一部、一五八の四の一部、一六〇の一部、一六一の一部、一六一の二の一部、一六二の二の一部、一六九の一の一部、一七〇の一の一部、一七〇の二の一部、一九七から一九九までの各一部、二六六から二七〇までの各一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部並びに一八九の三の地先の水路である公有地の一部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字藤助川原</p> | <p>仙北市田沢湖神代字上</p> |
|--|--|---|--|--|----------------------|-------------------|

| | | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|--|
| <p>仙北市田沢湖神代字藤助川原 五〇七の一部、五五一の二から五五一の三まで、 五五二から五五二まで、五七四から五七六までの各 一部、五七八の一部、五七九の一部、七四〇の一部、 七四五の一部、七五〇から七五四までの各一部、七</p> | <p>仙北市田沢湖神代字大久保 五九の一部、六〇の一部及びこれらの区域に隣接 する水路である公有地の全部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字藤助川原 五二六の一部、五二八から五三三まで、五三五、 五三六、五三八の一部、五三九、五四〇、五四三か ら五五〇まで、八九七の一部、八九八、九〇〇、九 〇一の一部、九〇二及びこれらの区域に隣接する水 路である公有地の全部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字鹿川原 四の一部、七、一四の一部及びこれらの区域に隣 接介在する水路である公有地の全部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字戸伏野 三〇三の三の地先の水路である公有地の一部</p> | <p>仙北市田沢湖神代字高野 二二八の二の一部、二二九の二の一部、二二一の 一、二二二の二の一部、二二三の二、二二四の二の 一部、二二四の二、二二五の二の一部、二二五の二 の一部、二二六の一部</p> | <p>四九四、四九六、四九七の二、四九七の二、五一 六から五一九まで、五二三、五二四、五二六の一部 五三八の一部、八八九、八九〇の一部、八九一から 八九六まで、八九七の一部、九〇一の一部及びこれ らの区域に隣接する水路である公有地の全部</p> |
| <p>仙北市角館町広久内徳 右工門川原</p> | | <p>仙北市角館町広久内上 中川原</p> | | <p>仙北市角館町広久内大 川原</p> | <p>仙北市角館町下川原</p> | <p>大久保</p> |

| | | | | | | |
|---|-----------------|--|--|---|---|--|
| <p>座標 水 二二 北緯 三九度四八分四七秒一三五五 東経 一四〇度三九分四〇秒五二三五</p> | <p>変更前の字の区域</p> | <p>仙北市田沢湖田沢外一字大深沢外四四国林三〇四五林 班る小班の次の座標水二二から座標国道九までの点を順次 結ぶ線及び座標水二二の点と座標国道九の点とを結ぶ線で 囲まれる区域</p> | <p>仙北市角館町広久内下中川原 八九の二の一部、九三の一部、九四、一〇一及び これらの区域に介在する道路である公有地の全部</p> | <p>仙北市角館町広久内下中川原 八二、八三の一部、八五の一部、二二八から二二 〇まで、二二二の一部、二二七の一部、二二八の一 部、二四一、二四二、二四三及びこれらの区域に隣 接介在する道路、水路である公有地の一部</p> | <p>仙北市角館町広久内上中川原 一四〇の二から一四〇の六まで、一四一の二の 一部、二二七の一部、二二五の一部</p> | <p>八六の二、七八七から七九六まで、七九七の二、八 二〇、八二三、八二四の二、八六四の一部、八六九 の一部、八七六から八七九までの各一部、八八〇、 八八一の二部、八八二、八九九の一部</p> |
| <p>座標 水 二二 北緯 三九度四八分四七秒一三五五 東経 一四〇度三九分四〇秒五二三五</p> | <p>変更後の字の区域</p> | <p>仙北市田沢湖田沢 字大深</p> | | <p>仙北市角館町広久内前 川原</p> | | |

秋田県告示第九十九号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、仙
北市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同市長から届出があったので、同条
第二項の規定に基づき、告示する。
平成十八年二月三日

秋田県知事 寺田典城

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|----------------|--------------|----------------|---------------|----------------|---------------|----------------|---------------|----------------|---------------|----------------|---------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 座標 | 座標 | 座標 | 座標 | 座標 | 座標 | 座標 | 座標 | 座標 | 座標 | 座標 | 座標 | 座標 | 座標 | 座標 | 座標 | 座標 | 座標 |
| 国道二 | 国道一 | 水五 | 水六 | 水七 | 水八 | 水九 | 水一〇 | 水一一 | 水一二 | 水一三 | 水一四 | 水一五 | 水一六 | 水一七 | 水一八 | 水一九 | 水二〇 |
| 北緯 | 東經 | 北緯 | 東經 | 北緯 | 東經 | 北緯 | 東經 | 北緯 | 東經 | 北緯 | 東經 | 北緯 | 東經 | 北緯 | 東經 | 北緯 | 東經 |
| 三九度四八分四四秒五〇二〇 | 一四〇度三九分四一秒四八〇一 | 三九度四八分四三秒五五九 | 一四〇度三九分四一秒一六七九 | 三九度四八分四三秒一八四七 | 一四〇度三九分四一秒一六七九 | 三九度四八分四二秒五六一四 | 一四〇度三九分四一秒九二一五 | 三九度四八分四二秒五七九二 | 一四〇度三九分四一秒七四九二 | 三九度四八分四三秒三六三二 | 一四〇度三九分四一秒三七三四 | 三九度四八分四三秒〇五九六 | 一四〇度三九分四一秒三七三四 | 三九度四八分四三秒〇五九六 | 三九度四八分四三秒〇五九六 | 三九度四八分四三秒〇五九六 | 三九度四八分四三秒〇五九六 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|----------------|---------------|----------------|---------------|----------------|---------------|----------------|---------------|----------------|---------------|----------------|---------------|----------------|---------------|----------------|---------------|----------------|
| 座標 | 座標 | 座標 | 座標 | 座標 | 座標 | 座標 | 座標 | 座標 | 座標 | 座標 | 座標 | 座標 | 座標 | 座標 | 座標 | 座標 | 座標 |
| 国道一七 | 国道一六 | 国道一五 | 国道一四 | 国道一三 | 国道一二 | 国道一一 | 国道一〇 | 国道九 | 国道八 | 国道七 | 国道六 | 国道五 | 国道四 | 国道三 | 国道二 | 国道一 | 国道〇 |
| 北緯 | 東經 | 北緯 | 東經 | 北緯 | 東經 | 北緯 | 東經 | 北緯 | 東經 | 北緯 | 東經 | 北緯 | 東經 | 北緯 | 東經 | 北緯 | 東經 |
| 三九度四八分四八秒七〇九二 | 一四〇度三九分三六秒八四九一 | 三九度四八分四七秒三六九四 | 一四〇度三九分三七秒三六九四 | 三九度四八分四七秒八五三三 | 一四〇度三九分三七秒四五六二 | 三九度四八分四七秒六三五五 | 一四〇度三九分三七秒九八四五 | 三九度四八分四七秒四〇九三 | 一四〇度三九分三七秒三九〇六 | 三九度四八分四七秒四一九六 | 一四〇度三九分三八秒三九〇六 | 三九度四八分四七秒四一九六 | 一四〇度三九分三八秒三九〇六 | 三九度四八分四七秒四一九六 | 一四〇度三九分三八秒三九〇六 | 三九度四八分四七秒四一九六 | 一四〇度三九分三八秒三九〇六 |

仙北市田沢湖田沢外一字大深沢外四四国有林三〇四五林班ろ小班の次の座標国道一〇から座標水二一までの点を順次結ぶ線及び座標国道一〇の点と座標水二一の点とを結ぶ線で囲まれる区域

| | | | | |
|----|--------|----|----|----------------|
| 座標 | 水 二四 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分三八秒六八三三 |
| 座標 | 水 二五 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分三八秒〇九二六 |
| 座標 | 水 二六 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分三七秒〇二二三 |
| 座標 | 水 二七 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分三七秒八六一三 |
| 座標 | 水 二八 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分三七秒九〇〇三 |
| 座標 | 水 二九 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分三七秒九〇〇三 |
| 座標 | 水 三〇 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分三七秒九〇〇三 |
| 座標 | 水 三一 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分三七秒九〇〇三 |
| 座標 | 水 三二 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分三七秒九〇〇三 |
| 座標 | 水 三三 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分三七秒九〇〇三 |
| 座標 | 水 三三補一 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分三七秒九〇〇三 |
| 座標 | 国道二四 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分三七秒九〇〇三 |
| 座標 | 国道二三 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分三七秒九〇〇三 |
| 座標 | 国道二二 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分三七秒九〇〇三 |
| 座標 | 国道二一 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分三七秒九〇〇三 |
| 座標 | 国道二〇 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分三七秒九〇〇三 |
| 座標 | 国道一九 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分三七秒九〇〇三 |
| 座標 | 国道一八 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分三七秒九〇〇三 |

| | | | | |
|----|--------|----|----|----------------|
| 座標 | 水 三三 | 北緯 | 東經 | 三九度四八分四六秒八八〇三 |
| 座標 | 水 三二 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分三九秒〇一八八 |
| 座標 | 水 三一 | 北緯 | 東經 | 三九度四八分四七秒〇二四六 |
| 座標 | 水 三〇 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分三九秒九二八〇 |
| 座標 | 水 二九 | 北緯 | 東經 | 三九度四八分四七秒一三五五 |
| 座標 | 水 二八 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分四〇秒五二三五 |
| 座標 | 水 二七 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分四〇秒五二三五 |
| 座標 | 水 二六 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分四〇秒五二三五 |
| 座標 | 水 二五 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分四〇秒五二三五 |
| 座標 | 水 二四 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分四〇秒五二三五 |
| 座標 | 水 二三 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分四〇秒五二三五 |
| 座標 | 水 二二 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分四〇秒五二三五 |
| 座標 | 水 二一 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分四〇秒五二三五 |
| 座標 | 水 二〇 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分四〇秒五二三五 |
| 座標 | 水 一九 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分四〇秒五二三五 |
| 座標 | 水 一八 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分四〇秒五二三五 |
| 座標 | 水 一七 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分四〇秒五二三五 |
| 座標 | 水 一六 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分四〇秒五二三五 |
| 座標 | 水 一五 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分四〇秒五二三五 |
| 座標 | 水 一四 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分四〇秒五二三五 |
| 座標 | 水 一三 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分四〇秒五二三五 |
| 座標 | 水 一二 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分四〇秒五二三五 |
| 座標 | 水 一一 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分四〇秒五二三五 |
| 座標 | 水 一〇 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分四〇秒五二三五 |
| 座標 | 水 九 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分四〇秒五二三五 |
| 座標 | 水 八 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分四〇秒五二三五 |
| 座標 | 水 七 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分四〇秒五二三五 |
| 座標 | 水 六 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分四〇秒五二三五 |
| 座標 | 水 五 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分四〇秒五二三五 |
| 座標 | 水 四 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分四〇秒五二三五 |
| 座標 | 水 三 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分四〇秒五二三五 |
| 座標 | 水 二 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分四〇秒五二三五 |
| 座標 | 水 一 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分四〇秒五二三五 |
| 座標 | 水 三五補一 | 北緯 | 東經 | 一四〇度三九分三二秒八〇四四 |

仙北市田沢湖田沢外一字大深沢外四四国有林三〇四五林班い小班及びろ小班的次の座標道P一二から座標国道四二までの点を順次結ぶ線及び座標道P一二の点と座標国道四二の点とを結ぶ線で囲まれる区域

| | | | |
|------------|-------------------|--------------------|--------------|
| わかみ歯科クリニック | 小玉尚伸 | 男鹿市角間崎字百目木四十八一 | 平成十七年十二月三十一日 |
| たむらクリニク | 田村広美 | 男鹿市脇本脇本字上野百十番四 | 平成十七年十二月三十一日 |
| 古川医院 | 古川 聡 | 男鹿市船川港船川字船川四十一番地の三 | 平成十七年十月十日 |
| 石田医院 | 医療法人 石田医院 理事 長 | 平鹿郡平鹿町醍醐字醍醐六十四 | 平成十六年十二月三十一日 |
| 名 | 称 | 開設者氏名又は名称 | 所 在 地 |
| | | | 廃 止 年 月 日 |

| | |
|---------|-------------------|
| 座標 国道二五 | 北緯 三九度四八分五一秒五三四七 |
| 座標 国道二六 | 東経 一四〇度三九分三一秒五六六四 |
| 座標 国道二七 | 北緯 三九度四八分五一秒七一〇二 |
| 座標 国道二八 | 東経 一四〇度三九分三一秒七一六七 |
| 座標 国道二九 | 北緯 三九度四八分五一秒九六〇七 |
| 座標 国道三〇 | 東経 一四〇度三九分三〇秒九五六一 |
| 座標 国道三一 | 北緯 三九度四八分五一秒三一九一 |
| 座標 国道三二 | 東経 一四〇度三九分三〇秒六二七〇 |
| 座標 国道三三 | 北緯 三九度四八分五一秒五七七二 |
| 座標 国道三四 | 東経 一四〇度三九分三〇秒五八〇九 |
| 座標 国道三五 | 北緯 三九度四八分五一秒七三〇七 |
| 座標 国道三六 | 東経 一四〇度三九分三〇秒二一〇五 |
| 座標 国道三七 | 北緯 三九度四八分五一秒八八六六 |
| 座標 国道三八 | 東経 一四〇度三九分二九秒九四三五 |
| 座標 国道三九 | 北緯 三九度四八分五一秒二八〇三 |
| 座標 国道四〇 | 東経 一四〇度三九分二九秒七五四六 |
| 座標 国道四一 | 北緯 三九度四八分五一秒四〇三一 |
| 座標 国道四二 | 東経 一四〇度三九分二九秒五〇六一 |
| 座標 国道四三 | 北緯 三九度四八分五一秒七一六〇 |
| 座標 国道四四 | 東経 一四〇度三九分二九秒二六二八 |
| 座標 国道四五 | 北緯 三九度四八分五一秒九六三八 |
| 座標 国道四六 | 東経 一四〇度三九分二九秒〇七六八 |

| | |
|---------|-------------------|
| 座標 国道三六 | 北緯 三九度四八分五四秒五一七九 |
| 座標 国道三七 | 東経 一四〇度三九分二八秒六〇一五 |
| 座標 国道三八 | 北緯 三九度四八分五四秒七三二四 |
| 座標 国道三九 | 東経 一四〇度三九分二八秒〇六四八 |
| 座標 国道四〇 | 北緯 三九度四八分五四秒九四六四 |
| 座標 国道四一 | 東経 一四〇度三九分二七秒八八六〇 |
| 座標 国道四二 | 北緯 三九度四八分五五秒五二七一 |
| 座標 国道四三 | 東経 一四〇度三九分二七秒三八九六 |
| 座標 国道四四 | 北緯 三九度四八分五六秒一三八九 |
| 座標 国道四五 | 東経 一四〇度三九分二六秒九〇六六 |
| 座標 国道四六 | 北緯 三九度四八分五六秒八三九三 |
| 座標 国道四七 | 東経 一四〇度三九分二七秒〇六九三 |
| 座標 国道四八 | 北緯 三九度四八分五七秒〇九〇七 |
| 座標 国道四九 | 東経 一四〇度三九分二六秒七三三二 |

秋田県告示第百号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
 平成十八年二月三日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第百一〇号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一

号の規定に基づき、告示する。
 平成十八年二月三日

秋田県知事 寺田典城

| | | | | |
|------------|---------------------|----------------|----------------|-----------|
| 名 称 | 開設者氏名又は名称 | 所 在 地 | 診 療 科 名 | 指 定 年 月 日 |
| たむらクリニク | 医療法人 青葉会 理事長 | 男鹿市脇本字上野百十番四 | 内科、小児科、外科、小児外科 | 平成十八年一月一日 |
| わかみ歯科クリニック | 医療法人 わかみ歯科 クリニク 理事長 | 男鹿市角間崎字百目木四十八一 | 歯科 | 平成十八年一月一日 |

秋田県告示第百一〇号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十八年二月三日

秋田県知事 寺田典城

最上皮膚科

大仙市大曲上大町九 十五

平成十七年十月七日

秋田県告示第百一〇号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十八年二月三日

秋田県知事 寺田典城

| | | | | | |
|-------------------|------------------------------------|------------------|----------------------|----------|---------|
| 森 林 の 所 在 場 所 | 全 面 積 | 保安林面積 | 保安林解除 | 指定の目的 | 解除の理由 |
| 郡 市 町 村 大 字 字 地 番 | 台 帳 帳 見 込 み （平方メートル） （ヘクタール） | 見 込 み （ヘクタール） | 面 積 見 込 み （ヘクタール） | | |
| 北秋田市 | 七九、七六九 | 〇・三五四四 | 〇・三五四四 | 指定の危険の防止 | 指定理由の消滅 |
| 森吉 | 一四の一 | | | | |
| 羽根滝 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

（関係図面は、省略し、北秋田地域振興局農林部及び北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第四百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

一 道路の区域及び供用開始の区間

| 一般国道 | 道路の種類 | | 路線名 | 区 | 間 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） |
|------|-------|---|--------|---|---|-------------|------------|
| | 旧 | 新 | | | | | |
| | 旧 | 新 | 三百四十一号 | | | 一四・〇〇〃三六・六〇 | 〇・二〇〇 |
| | | | 三百四十一号 | | | 二八・〇〇〃六〇・八〇 | 〇・二〇〇 |

平成十八年二月三日

秋田県知事 寺田典城

二 供用開始の期日 平成十八年二月三日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

期間 平成十八年二月三日から同月十六日まで

秋田県告示第五百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十八年二月三日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

| 道路の種類 | 路線名 | 区 | 間 |
|-------|--------|--------------------------|---|
| 一般国道 | 三百四十一号 | 仙北市田沢湖田沢字鹿ノ作九番一六から九番一八まで | |

二 供用開始の期日 平成十八年二月三日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

期間 平成十八年二月三日から同月十六日まで

秋田県告示第六号

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第五十七条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人の指定事項の変更の届出があつたので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。

平成十八年二月三日

秋田県知事 寺田典城

| 変更後 | | 変更前 | |
|---|--|--|--|
| 北秋田市鷹巣字東中岱七十六番地の一 日本食品衛生協会秋田県支部北秋田支所 | | 北秋田市鷹巣字東中岱七十六番地の一 日本食品衛生協会秋田県支部鷹巣支所 | |
| 売りさばき人の事務所の所在地及び名称 | | | |

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、北秋田市米字太田六番地五長谷川正ほか十九人から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年二月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(鷹巣三堰地区かんがい排水事業)計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十八年二月六日から同年三月三日まで
- 三 縦覧場所 北秋田市役所

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十八年二月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
 - (二) 平面研削盤 一式
 - (三) 購入物品の仕様等
 - (四) 入札説明書及び仕様書による。
 - (五) 納入期限
- 二 平成十八年三月二十四日(金)納入場所
- 三 秋田県立由利工業高等学校
- 四 入札に参加する者に必要な資格
 - (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 五 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - (二) 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
 - (三) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- 六 秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十八年二月三日(金)から同月十三日(月)までの期間、随時交付する。
- 七 入札執行の日時及び場所
 - (一) 平成十八年二月十七日(金) 午前十時三十分
 - (二) 秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

- 一 入札の方法
 - (一) 入札の方法
 - (一) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (二) 入札の無効
 - (三) 規則第百六十六条に規定するところによる。
 - (四) 落札者の決定方法
 - (五) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
 - (六) 提出書類等
 - (七) 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
 - (八) その他
 - (九) 詳細は、入札説明書による。
- 二 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十八年二月三日
- 三 秋田県知事 寺 田 典 城
- 四 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
 - (二) 小型貨物自動車 九台
 - (三) 購入物品の仕様等
 - (四) 入札説明書及び仕様書による。
 - (五) 納入期限
 - (六) 平成十八年三月二十八日(火)
 - (七) 納入場所
 - (八) 県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含め、平成十八年秋田県条例第二十九号(第一条第一項に

規定する県の休日を除き、平成十八年二月三日(金)から同月十三日(月)まで

の期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十八年二月十七日(金) 午前十時四十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百

六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十八年二月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品の名称及び数量

自動設計製図装置 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十八年三月二十九日(水)

(四) 納入場所

秋田県立男鹿工業高等学校

(五) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
平成十七年七月一日(金)

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(4) 当該資格に係る申請

(1) 資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格

(2) の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格

審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十八年二月十七日(金)までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含め、平成十八年秋田県条例第二十九号(第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十八年二月三日(金)から同月二十七日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十八年三月三日(金)午前十一時
 秋田県庁地下一階管財課入札室
 入札保証金

五 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三条
 までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要

提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : computer Aided Design
- 2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 3 March, 2006
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第三号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十八年二月三日

秋田県教育委員会委員長 鈴木 長 男

一 日時 平成十八年二月七日 午前十時四十分

二 場所 教育委員会委員室

三 案件

(一) 職員の人事についての専決処分報告

(二) その他

選挙管理委員会告示

秋選管告示第九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十八年二月三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中 伸 一

五十分の一の数 一九、二二三

三分の一の数 二二六、七七〇

秋選管告示第十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十八年二月三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中 伸 一

選挙区別

秋田市 八五、〇二二

能代市 一四、六三九

横手市 一〇、八九六

| | |
|------|--------|
| 大館市 | 一七、九八一 |
| 本荘市 | 一七、一七六 |
| 男鹿市 | 八、二八三 |
| 湯沢市 | 九、三〇一 |
| 大曲市 | 一〇、六三三 |
| 鹿角市 | 一一、四四四 |
| 北秋田郡 | 一七、七八四 |
| 日本郡 | 一三、一七六 |
| 睡秋田郡 | 一六、八二六 |
| 河辺郡 | 五、一八七 |
| 田沢郡 | 一〇、六六一 |
| 由利郡 | 三、五三三 |
| 平鹿郡 | 一六、一九七 |
| 雄勝郡 | 一一、三六〇 |

秋田県漁業調整委員会告示

秋田海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、秋田県沖合海域における動力漁船（総トン数5トン未満の船舶に限る）によるいかつり漁業の操業について、次のとおり指示する。

平成18年2月3日

秋田県海区漁業調整委員会会長 加藤 和夫

- （操業期間）
- 1 いかつり漁業の操業期間は、5月1日から翌年2月末日とする。
- （操業の承認）
- 2 いかつり漁業を営もうとする者は、別に定めるいかつり漁業指示取扱要領により船舶ごとに秋田海区漁業調整委員会（以下「本委員会」という。）の承認を受けなければならない。
- （承認の有効期間）
- 3 前号の承認の有効期間は、秋田県内に住所を有する者において3年以内（許可の日から平成21年2月28日まで）、秋田県外に住所を有する者において1年以内（許可の日から平成21年2月28日までの各年2月末日まで）とする。

- 4 根拠地（陸揚港）は、次の中から2港以内を選定するものとする。ただし、県内に住所を有する者はこの限りではない。
八森港 能代港 北浦港 島港 戸賀港 船川港（樺港を含む。） 秋田港 平沢港 金浦港
（船団の編成等）
- 5(1) 第2号の承認を受けた者（以下「操業者」という。）は、都道府県又は漁業協同組合ごとに船団を編成しなければならない。
- (2) 船団の責任者は、速やかに、船団名簿及びその事務所の所在地を本委員会に届け出なければならない。当該届出事項に変更があった場合でも、同様とする。
- （漁獲成績報告書の提出）
- 6 操業者は、漁期終了後、速やかに、漁獲成績報告書を本委員会に提出しなければならない。
- （操業上の制限）
- 7 操業の場合、次の事項を遵守しなければならない。
(1) 漁獲物は、本委員会が承認した根拠地（陸揚港）以外の地に陸揚げしてはならない。ただし、天災その他やむを得ない場合又は本委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- (2) 集魚灯の光力は、合計180キロワットを上限值とする。
- (3) 定置網の周囲2,000メートル以内において操業しないこと。
- (4) 他種漁業の操業を妨げないこと。
- (5) 操業期間中承認章旗及び標識を当該船舶の見やすい箇所に掲示するとともに、承認証を船内に備え付けておくこと。
- (6) 操業協定及び漁獲物等の処理については、秋田県いかつり漁業協会と協議すること。
- (7) 漁業の秩序を維持し、本漁業の安定向上を図るため、秋田県いかつり漁業協会が本委員会と協議のうえ取り決めた事項を遵守すること。
- （指摘事項等の遵守）
- 8 操業者は、前号に定めるもののほか、本委員会が必要と認めて指摘した事項を遵守しなければならない。
- （指摘違反に対する取扱い）
- 9 漁業秩序の確立を図るため、前号の指摘に違反した漁船があった場合には、承認を取り消すことがある。
- （指示の有効期間）
- 10 この指示の有効期間は、平成18年4月1日から平成21年2月28日までとする。

発行所 秋 田 県

秋田県庁第一ビル1階

電話室

1-14-11-11-11-11 (案内)

印刷所

印刷部

秋田県庁第一ビル1階1119号
株式会社 印刷部
電話 0187-221111
F-mail: matsubaras@matsubarasatu.co.jp
秋田県庁第一ビル1階1119号
印刷部

